

定 款

株式会社ツツミ

株式会社ツツミ 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ツツミと称し、英文ではTSUTSUMI JEWELRY CO., LTD. と記載する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 宝飾品、貴金属及び装飾品の製造加工並びに販売
2. 宝飾品、貴金属及び装飾品の輸出入業務
3. 宝飾品、貴金属及び装飾品に関する店舗の企画、設計並びに施工
4. 不動産の売買、交換、賃貸借、管理
5. 不動産及び有価証券に対する投資
6. 工作機械、建設機械、自動車、鉄道車両、船舶、航空機、医療用機器及び事務用機器の賃貸
7. コンピュータ・ソフトウェアの開発、販売並びにコンピュータ室の運営管理に関する業務の受託
8. スポーツ施設、宿泊施設、遊技場、駐車場、飲食店、給油所の経営
9. 展示会、即売会及び催事場の設営並びに経営
10. 広告宣伝の情報媒体に関する企画、制作及び販売
11. 損害保険の代理業及び生命保険の募集に関する業務
12. 労働者派遣事業
13. 酒類、たばこ、食料品、時計、衣料品及び日用雑貨類の販売
14. 古物の売買
15. 絵画、リトグラフ、工芸品、骨董品及び美術工芸品の売買
16. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を埼玉県蕨市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。但し、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は40,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使できない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、取締役会の定める株式取扱規則による。

(基準日)

第12条 当社は、毎年3月31日最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を行使できる株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することのできる株主とする。

2. 前項のほか、必要がある場合には、取締役会の決議によって、予め公告のうえ、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することのできる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招集時期)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要のある場合にそのつど招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は代表取締役社長が招集し議長となる。

2. 代表取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は法令又は定款に別段の定めのある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合のほか、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、他の議決権ある株主1名を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、総会毎に、代理権を証明する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会の議事録には議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

2. 株主総会の議事録はその原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、15名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業

- 年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第22条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役会長が招集し、議長となる。
2. 取締役会長に欠員又は事故あるときは取締役社長が、取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会を招集するときは、各取締役に対し、会日から3日前に、その通知を発する。但し、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

- 第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2. 前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。

(取締役会の決議の省略)

- 第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への委任)

- 第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第27条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。
2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
 3. 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の議事録)

- 第28条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名をする。
2. 取締役会の議事録は決議の日から10年間本店に備え置く。

(取締役会規程)

第29条 当社の取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第33条 監査等委員会を招集するときは、各監査等委員に対し、会日から3日前に、その通知を発する。但し、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議)

第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。

(監査等委員会の議事録)

第35条 監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名をする。

2. 監査等委員会の議事録は決議の日から10年間本店に備え置く。

(監査等委員会規程)

第36条 当社の監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(配当金)

第41条 当会社は、毎年3月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、株主総会の決議によって金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

2. 当会社は、取締役会の決議によって毎年9月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(除斥期間)

第42条 期末配当金及び中間配当その他の分配金は、支払開始の日から3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 2017年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任の免除及び監査役と締結済の責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第37条第1項及び同条第2項の定めるところによる。

(附則の削除日)

第2条 本附則第1条及び第2条は、2027年6月29日をもって削除する。

(電子提供措置等に関する経過措置)

第3条 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会

については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。

3. 本附則第3条は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。